

電波監理審議会（第999回）議事要旨

1 日 時

平成25年11月20日（水）15:00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、原島 博（会長代理）、松崎 陽子、山本 隆司、村田 珠美

(2) 審理官

雨宮 明、柴 春彦

(3) 幹事

夏賀 邦明（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

富永電波部長、福岡情報流通行政局長、南大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について （諮問第30号）

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

情報通信審議会答申に基づくLTE-Advancedの技術の、既に携帯無線通信（携帯電話）用に割り当てられている周波数帯への導入及びマイクロ波帯を用いた通信用途の超広帯域無線システム（UWB）の新たな利用方法の導入に向け、必要な関係規定の整備をするもの。

(2) 無線設備規則及び基幹放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省令案について （諮問第31号）

(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について （諮問第32号）

(4) 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について （諮問第33号）

(5) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について
(諮問第34号)

上記4件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり改正及び変更並びに制定することは適当との答申をした。

【内容】

本件は地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となったVHF帯を用いて行う新たな放送に関するものであり、内容は次のアからウまでのとおり。

ア 207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用して行う放送（V-High放送）の新規業務認定に向けた制度整備を行うもの。

イ 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用して行う放送（V-Lowマルチメディア放送）の導入に向けた制度整備を行うもの。

ウ 中波放送について、山陰等の地形的原因等で生じる難聴の受信障害対策のために、補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局を置局することができるよう、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するもの。

(6) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について
(諮問第35号)

(7) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について (諮問第36号)

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり認可することは適当との答申をした。

【内容】

ア 日本放送協会が、技術的検証及びサービス実証を目的として、放送・通信連携サービス「ハイブリッドキャスト」に係るコンテンツを、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐付く端末機器において、インターネットを通じて一般の利用に供することができるよう、認可を行うもの。

イ 日本放送協会が、平成26年2月7日から23日に開催される冬季オリンピックソチ大会において、日本放送協会及び民間放送による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像を、インターネットを通じて時差再生が可能な形で一般に提供し、あわせて、競技等に関する大会公式データについても、インター

ネットを通じて一般に提供できるよう、認可を行うもの。

(8) その他

付議されている異議申立て事案についての審議を行った。

(文責：電波監理審議会事務局)